

平成 26 年度 保育所保育料の見直しについて

1. 逗子市の保育料の現状と課題

①□ 国の保育所保育料徴収基準額の考え方と本市の現状

国の想定する保育制度設計上の負担割合は、国の定めた基準額の 1/2 を保護者負担とし、保護者負担を差し引いた額の 1/2 を国、1/4 を県と市が負担することとなっています。

【国が想定する費用負担割合】

国基準での保護者負担	保護者負担を差し引いた額		
50%	国庫	県	市
	25%	12.5%	12.5%

しかしながら、保育所保育料は、国の基準を基に各市町村で実情に合わせて設定することとされており、逗子市では国が徴収すべき額としている額の 55%分しか保護者に負担して頂いておらず、現在の財源内訳は、次のとおりとなっています。

【逗子市の費用負担割合の状況】

国基準の保護者負担割合(50%)		国基準での公費負担割合		
保護者負担	市追加負担	国庫	県	市
$50\% \times 55\% =$ 27.5%	$50\% \times 45\% =$ 22.5%	25%	12.5%	12.5%

結果として逗子市では、保護者負担は 27.5%、国庫負担が 25%、県負担が 12.5%、市負担は国の想定している負担割合 12.5%に加え保護者負担の軽減のために 22.5%を追加負担し計 35%と、全体の約 1/3 を市で負担している状況にあります。

② 県内市町の状況等

県内市町の保育料の徴収目標は概ね 70%程度に設定されており、徴収割合等の状況も 60%から 70%程度となっています。

横浜市・川崎市の 2 大政令市は 75%を目標としており、現在既に段階的な値上げを行っています。

また、隣接する横須賀市、鎌倉市、葉山町の徴収基準額表と比較すると、逗子市は各々の階層の徴収基準額が低額であることに加えて、階層の区分が 21 階層あり、横須賀市の 16 階層、鎌倉市の 19 階層、葉山町の 11 階層と比較して、階層数が多いことでより公平性が高い表となっていることが分かります。(詳細は巻末資料を参照してください。)

③ 新制度移行に伴う新たな財政負担

子ども・子育て支援新制度では、潜在的保育ニーズを含む(仮)逗子市子ども・子育て支援事業計画で計画された全ての保育ニーズを満たす施設を確保し、待機児童の解消を図ることが強く求められており、待機児童の解消を目指し保育サービスの量の飛躍的な拡大や、新制度の様々な事業展開により、多額の新たな財政負担が見込まれます。

【県内各市町の状況】

市町村名	H23徴収割合	保育料平均額	徴収目標の調査結果	備考
横浜市	—	—	—	75%を目標に段階的な値上げ実施と公表
川崎市	68.5	26,443	平成25年時点72.4%	75%を目標に段階的な値上げ実施と公表
相模原市	71.8	21,916	概ね70%程度	
横須賀市	71.4	21,116	50%～90%	平成25年度見直しを予定
平塚市	66.1	29,671	国庫補助の概ね70%程度	
鎌倉市	61.2	28,085	全体の調定額が国徴収額の約70%	
藤沢市	70.6	22,719	国庫補助の概ね70%程度	
小田原市	70.7	29,641	国庫補助の概ね70%程度	
三浦市	75.8	19,970		
秦野市	57.9	33,210		
伊勢原市	67.0	21,219		
海老名市	69.2			
座間市	64.2	21,766		
南足柄市	67.4	30,800	70%程度	
綾瀬市	63.8	20,017		
寒川町	66.4	26,676		
大磯町	67.5	33,917		
二宮町	66.8	33,549		
中井町	62.7	21,000		
大井町	70.4	35,564	国庫補助基準の概ね70%程度	
松田町	73.2		国庫補助基準の概ね70%程度	
箱根町	46.4	12,604	国庫補助の概ね50%程度	平成25年度見直しを検討(50%に)
湯河原町	75.9	17,092	国の費用徴収基準の75%	
愛川町	64.1	23,820		
逗子市	53.8	19,080		

※平成25年4月逗子市調査結果に、各市の公表している情報を加えた。

2. 本市の財政状況

①全体状況

本市の財政状況は厳しい状況が続いており、財政力指数※1が0.876で県内市町村中26位、経常収支比率※2は98.9%で同30位となっています。

※1 財政力指数とは

- ・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。
- ・市の面積、人口、人口密度、人口構成、道路の整備状況、上下水道の整備状況、高齢者数、学校の数等様々な事項を数値化し、指数とするもの。
- ・逗子市は、平成23年度0.88であり、収入に対して国が標準とすべき事務事業を実施するのに0.12ポイント分収入が不足しているため、国から地方交付税を受けていることを意味する。

※2 経常収支比率

- ・地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。
- ・指数が1に近いほど、任意に使用できる予算が限られることを意味する。

以上のとおり、逗子市は自主財源だけでは市政を運営できない状況にあり、なおかつ、経常的に充当される予算で100%近くを占めており、市の独自の新規事業や事業の拡大が難しい状況にあります。

②その他の状況

本市は高齢化率が約30%と県内自治体でもトップレベルに高く、今後益々高齢化が進行すると市内の就労人口が減少することから、本市の主要税収である個人市民税の税収の減少を招くことが考えられます。

県内市町村 財政状況（平成 23 年度）

自治体名	財政力指数	順位	経常収支比率	順位	実質公債費比率	将来負担比率
神奈川県	0.912	—	95.0	—	10.3	185.1
横浜市	0.984	17	94.0	18	16.3	213
川崎市	1.041	10	96.9	27	10.9	111.2
相模原市	0.984	16	95.4	23	4.2	27.3
横須賀市	0.826	27	95.7	24	6.0	63.7
平塚市	1.013	13	92.4	15	3.3	
鎌倉市	1.112	5	95.9	25	0.4	37.5
藤沢市	1.054	9	91.1	12	4.6	33.1
小田原市	0.998	14	90.4	10	10.2	51.4
茅ヶ崎市	0.969	18	94.9	22	2.8	15.4
逗子市	0.876	26	98.9	30	5.0	72.1
三浦市	0.706	30	103.7	33	12.2	201.3
秦野市	0.936	23	90.1	9	5.5	61.2
厚木市	1.225	2	98.4	29	3.7	61.7
大和市	0.997	14	92.3	14	4.1	35.8
伊勢原市	1.027	11	96.4	26	5.7	131.1
海老名市	1.067	7	94.8	21	1.0	
座間市	0.896	25	90.5	11	8.2	46.2
南足柄市	1.014	12	102.4	32	6.5	127
綾瀬市	0.961	20	93.4	16	14.1	85.9
葉山町	0.946	21	100.9	31	1.0	
寒川町	1.085	6	94.4	20	7.1	67.7
大磯町	0.913	24	86	5	10.2	88.9
二宮町	0.796	28	93.5	17	5.4	90.9
中井町	1.142	3	91.0	8	10.6	16.8
大井町	0.961	21	86.2	6	5.2	
松田町	0.690	31	91.2	13	8.5	81.1
山北町	0.686	31	83.6	4	12.1	81.2
開成町	0.969	18	78.6	2	10.9	104.7
箱根町	1.570	1	94.2	19	9.0	119
真鶴町	0.562	33	82.0	3	13.0	150.3
湯河原町	0.741	29	97.7	28	8.4	80.4
愛川町	1.057	8	88.2	7	1.9	
清川村	1.135	4	75.3	1	8.2	

※計 33 団体(県を除く。) なお、標記の順番は、①政令市、②市、③町、④村で各設立順

3. 保育所保育料の見直しに係る検討のポイント

「子育てしやすいまち」を重点プロジェクトに掲げる逗子市にとって、子育て支援施策の充実は大変重要な問題であります。逗子市次世代育成支援行動計画に基づく様々な事業を実施するとともに、新制度による待機児童の解消に向けた積極的な事業展開は市民の皆様が強く望まれるものでありますが、逗子市の厳しい財政状況及び、近隣市町に比べて保護者の負担が低い状況において、安定的な保育サービスの提供、様々な子育て支援施策を持続的に行うための財源の確保という視点も大きな課題となっています。

①国庫徴収基準額に対する保護者負担率の目標徴収率の設定

- ・新制度移行に伴う新たな財政負担と、新たに市で設定する幼稚園保育料との関係を踏まえた検討を行う必要があります。
- ・本市の財政状況等を勘案すると県内中位が望ましく、平成 26 年度に 60%程度、平成 27 年度に 65%程度まで、引き上げを行う必要があると考えています。

②子ども・子育て支援新制度との関係

- ・平成 26 年度の保育料の見直しについては、現行の児童福祉法に基づく保育所制度の下での保育料のあり方について検討します。
- ・平成 27 年度に新制度が施行されることが予定されている中で、国から平成 26 年度早期に新制度の保護者負担のあり方が示される予定となっており、その内容を踏まえて平成 26 年度保育料を更に検討します。

③平成 26 年度保育料の見直しの仕方について

- ・3 歳未満児の保育料は、低所得者に配慮しつつ、各階層の増額率は原則として同率を適用します。
- ・3 歳以上児の保育料は、3 歳未満児の保育料と国庫徴収基準額との割合を考慮して作成します。
- ・単年度の値上げ幅の上限の設定については、新たに設定する階層を除き、最高で月額 5,000 円とします。

④階層区分の方法

- ・現在の徴収基準額表の階層区分を原則として踏襲し、上乘せする階層を新たに設定します。
- ・新たに設定する階層については、平成 25 年度保育料と比較し値上げ幅の上限を月額 10,000 円とします。

⑤非課税世帯からの徴収について

- ・給食の食材費等実費分の取り扱いの議論として、県内では非課税世帯から保育料を徴収している自治体もあります。一方、現時点では低所得者への配慮を継続することが必要と考え、平成 26 年度においては新たに徴収は開始しません。
- ・平成 27 年度から施行が予定されている子ども・子育て支援新制度においては、新たに市で幼稚園の保育料を保護者の所得に応じて設定することとなります。については、保育所保育料において非

課税世帯を無料にした場合、幼稚園の保育料と給食分の差異が生ずるため、平成 27 年度の保育料を検討する際に併せて検討することとします。

※保育所では、①3 歳未満児は完全給食、②3 歳以上児は主食(ご飯)を除く給食を実施している。

平成 25 年度の保育所運営費国庫負担金の積算では、一般生活費として①3 歳未満児 9,550 円、②3 歳以上児 6,466 円である。

※一般生活費=給食に要する材料費、保育に直接必要な保育材料費、飯具食器費、光熱水費等であり、国の徴収基準額表における非課税世帯の徴収額とほぼ一致している。

⑥国の現在の徴収基準ルールの踏襲

本市が保育料の改定を行っていなかった約 30 年間に、国では徴収基準額の算定方法の変更を行っていたため、平成 26 年度の保育料改定にあたり、次の点について踏襲します。なお、平成 27 年度以降に非課税世帯の徴収を開始する場合には、国においてひとり親家庭への軽減策が講じられているので、実施方法を検討する必要があると考えます。

◇3 歳児用の保育基準額表を廃止し、3 歳未満と 3 歳以上の 2 区分とする

・現在は、①3 歳未満児用、②3 歳児用、③4 歳以上児用の 3 種類となっています。

◇第 3 子の無料化

・現在は、第 2 子以降は、高額な所得のある世帯を除き、1/2 としています。

◇積算根拠に固定資産税を含めない

・現在は、非課税世帯であっても固定資産税を納付されている世帯は、保育料を徴収しています。

4. 平成 26 年度保育所保育料見直し案

今後、限られた予算の中で「(仮)逗子市子ども・子育て支援事業計画」を具体化していくための、様々な事業展開をしつつ、現在の教育・保育の質を高めていくために、また、子育て世代間の負担の公平性を図る上からも保護者負担の割合は見直しせざるを得ない状況にあると考えます。

見直しに当たっては、「3.保育所保育料の見直しに係る検討のポイント」を踏まえて、各階層に見合った負担になるよう考慮します。

(1) 保護者負担割合の目安

- ・国の徴収基準額表に基づく総額に対して、保護者の負担割合の総額を概ね 60%とします。
- ・新たな徴収基準額表の案は、別紙 1(3 歳未満児用)、別紙 2(3 歳以上児用)とします。

(2) 保育料への基本的な考え方について

平成 10 年度から、国は「応能負担」から「応益負担を原則として、応能負担を考慮する」に変更していることを踏まえ、逗子市においても同様の位置付けとします。

(3) 平成 26 年度保育料の見直し案の骨格について

- ・国の徴収基準額の算定方法にある、①第 2 子の半額免除の手法、②第 3 子以降の全額免除、③保育料算定に固定資産税を考慮しない、この 3 点について、整合性を図ります。この 3 点の変更は、保育料を低額にする効果があります。
- ・平成 22 年度から国の徴収基準額表に新たに 1 階層が追加されたことを踏まえて、本市においても新たに最高額の階層を 1 階層設定します。階層の区切りは、国の徴収基準額表の区切りを踏襲し所得税額で 734,000 円以上(国の推計では年収 1,130 万円以上の世帯)とします。
- ・国の徴収基準額表を踏まえて、徴収基準額表を 3 歳未満児と 3 歳以上児の 2 つの表とします。
- ・見直す保育料については、3 歳未満児用は、現行階層で最高月額 5,000 円の増(各階層一律で約 10%の増)までとします。なお、新たに設定される新階層については、月額 10,000 円までの増とします。
- ・3 歳以上児の保育料は、現在の最高額(18,000 円)が私立幼稚園の保育料(全国平均で 25,400 円)を下回っており、子育て世代の公平性の観点からも課題があります。ついては、新たな 3 歳未満児の保育料徴収基準額表における国の徴収基準額と各階層の負担割合を同水準として整合性を図り、現行階層で最高 5,000 円の増(各階層 9%~28%の増)までとします。なお、新たに設定される新階層については、月額 10,000 円までの増とします。

(4) 非課税世帯への対応について

平成 26 年度においては非課税世帯からは徴収しないこととし、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度導入の際に幼稚園の徴収基準額を始めとした、子育て世代間の公平性を考慮して再度検討することとします。

(5) 平成 27 年度の徴収水準について

平成 27 年度からの保育料の水準は、施行が予定されている子ども・子育て支援新制度における新たな国の徴収基準額表を踏まえて、保護者の負担割合が概ね 65%の水準となるよう別途検討します。